

消費者法分野におけるルール形成の在り方等 検討ワーキング・グループの中間取りまとめについて

内閣府 消費者委員会 事務局

はじめに

消費者取引の国際化やデジタル化の進展の下、消費者被害は、益々複雑化・多様化している。本WGは、事業者（団体）の自主的取組や民事ルールでは対応しきれない悪質商法について、実効的な法整備や違法収益の剥奪、財産保全等の制度を検討するために、令和4年3月に再開された。同年8月に公表された中間取りまとめの概要を紹介する。

経緯

現在までに、消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置の導入、消費者裁判手続特例法の成立、景品表示法への課徴金制度の導入等、幾つかの法改正が実現している。一方で、悪質商法による被害者の被害回復に関し、行政が主体となつて不当な収益を剥奪し、被害者を救済するための制度については、依然、課題として残されている。

実際の被害

本WGでは、近年被害が顕在化した事案、具体的にはジャパンライフ、ケファイア事業振興会、MRIインターナショナル等の事案を取り上げ、事実関係の整理、共通する問題性を検討した。

これらの事案に共通する問題点としては、①高配当・高利益が得られることをうたつたことによつて多数の消費者を強力に誘

引し、出資ないし投資を受け、②事業による利益が上がらずに、約束した配当ないし利益の提供ができない状態になると、他の消費者から得た出資金から配当ないし利益の提供を行わざるを得ない状況に陥り、そのために新たな出資者を集め、③出資が増えるほど、配当ないし利益の提供をしなければならぬ金額が増えるため、更に投資者を集めて、被害が拡大するという悪循環に陥る構造が指摘できる。

現行制度の概要・運用状況等

中間取りまとめでは、現行制度ではどのように財産被害の防止や回復が可能であるか、民事的手法、行政的手法および刑事的手法に分けて整理し、各制度について特長や活用可能性、限界等を検討した。行政的手法としては、消費者安全法の注意喚起、同法のすき間事案に関する勧告・命令、景品表示法の課徴金、特定商取引法等の業務停止命令等の執行が重要であり、その際、関係官庁間の連携や消費者庁の司令塔機能が引き続き果たされるべきである。

中間取りまとめ以降の議論に向けて

(1) 対処が必要な事案

多数の消費者に回復困難な被害を発生させる事案の本質は、典型的には前述の悪循環に至る構造が指摘できる。このような事案について、特別の手当を検討していく必要がある。

(2) 必要な要素

ア 被害の拡大防止

事業が継続する限り新たな被害を増やし続ける破綻必至商法は、市場から速やかに排除されるべきであり、まずは当該事業を停止させて被害の拡大を防止するといふ対応が必要である。

イ 調査権限、情報収集能力

前記の対応には、当該事業の実体を把握するため、契約書や財務諸表に記載されている事項の内実を調査することが求められることから、相応の情報収集能力や、一定の強制力を伴った調査権限による対応が必要である。

ウ 財産保全制度

破綻必至商法では、時間が経つにしたがつて破産状態に近付き、事業者の責任財産は散逸する。被害回復の実効性を高めるためには、早期の財産保全が必要である。

民事上は、民事保全法に基づく仮差押命令等の制度が存在するが、差押対象となる加害事業者の個別財産の特定に困難を伴うことが多い。加害事業者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度の運用ないし創設を検討するに当たっては、破産管財業務の運用等を踏まえつつ、財産の所在を早期に把握するための方策や包括的な保全が重要な要素になる。

おわりに

現在、中間取りまとめの内容を踏まえ、鋭意、調査・審議を行っている。